

議案第七十二号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

六〇〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇〇円	一五〇〇〇〇円	二二〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇円
五五〇〇〇〇円	八五〇〇〇〇円	一三〇〇〇〇円	一九〇〇〇〇円	二五〇〇〇〇円
五〇〇〇〇〇円	七〇〇〇〇〇円	一一〇〇〇〇円	一六〇〇〇〇円	二四〇〇〇〇円
四五〇〇〇〇円	六五〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円	一四〇〇〇〇円	二二〇〇〇〇円
四〇〇〇〇〇円	六〇〇〇〇〇円	九〇〇〇〇〇円	一三〇〇〇〇円	二〇〇〇〇〇円

を
に改める。

二〇〇〇〇円	一七〇〇〇〇円	二二〇〇〇〇円	三一〇〇〇〇円	四〇〇〇〇〇円
九五〇〇〇円	一四〇〇〇〇円	二〇〇〇〇〇円	二七〇〇〇〇円	三六〇〇〇〇円
八五〇〇〇円	一一五〇〇〇円	一七〇〇〇〇円	二三〇〇〇〇円	三二〇〇〇〇円
七五〇〇〇円	一〇五〇〇〇円	一五〇〇〇〇円	二一〇〇〇〇円	二九〇〇〇〇円
七〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円	一三五〇〇〇円	一九〇〇〇〇円	二六〇〇〇〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和五十二年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和五十二年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。